

(4) クラブ・サークル部員募集時における学生証提示義務

クラブ・サークルの部員募集，ボランティアの募集等を学内で行う場合は学生証を提示して行うこととなっています。

また，提示をせずに勧誘を行っている場合は提示をすることを求めることができます。

不審な勧誘を受けた場合は学生証の提示を求め，応じない場合には勧誘を受けない様にすると共に，各地区の学生担当部署まで知らせて下さい。

群馬大学生協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う者も同様に身分証明書，腕章を提示して行いますので，提示をせずに商品等の紹介，ビラの配布，アルバイトの勧誘等を行っている者は学内の許可を取っていない者ですので，勧誘等には一切応じない様にしましょう。学内での申し合わせを以下に掲載しますので，参考にして下さい。

群馬大学内で学生に対するクラブ・サークル，ボランティア等の部員等の募集・勧誘等時における身分を証明するものの提示について

平成 19 年 10 月 25 日

大学教育・学生支援機構長承認

1 部員等の募集・勧誘等を行う場合の身分を証明するものの提示

群馬大学内で学生に対し，クラブ・サークル，ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行う者は，当該者の学生証を募集・勧誘等の説明を受ける者に対し，提示しなければならない。

2 部員等の募集・勧誘等を受ける場合において身分を証明するものの提示の要求

群馬大学内で学生に対するクラブ・サークル，ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を受ける者は，当該者に学生証の提示を求めることができるものとする。

提示のあった学生証については，本人であることを写真及び有効期限等で確認することとする。

3 教職員による部員等の募集・勧誘等を行っている者に対する学生証等の提示要求

群馬大学教職員は，クラブ・サークル，ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行っている者に対し，当該者の学生証又は身分を証明するものを随時提示させることができる。

4 群馬大学生協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う場合における身分を証明するものの提示

群馬大学生協同組合からの依頼により商品等の紹介等を学生に行う場合には，当該者の身分証明書及び群馬大学生協同組合の腕章を紹介等を受ける学生に提示しなければならない。

5 群馬大学生協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う者に対する指揮監督

群馬大学生協同組合は，上記3により商品等の紹介等を行う者に対し，常に群馬大学生協同組合の腕章を提示するよう指揮監督するものとする。

6 実施年月日

平成19年10月25日からとする。